

静岡県社会福祉協議会ふれあい基金
NPO・ボランティアグループ等活動奨励事業実施要領

1 趣 旨

NPO・ボランティアグループ等活動奨励事業（以下、「奨励事業」という）は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長（以下、「県社協会長」という。）が、地域福祉・在宅福祉の向上のために継続して取り組んでいるNPO・ボランティアグループ等（以下、「グループ」という。）を表彰し、奨励金を贈りその活動の充実を図ることを目的とする。

2 対象グループ及び推薦について

奨励事業は、静岡県内において過去5年以上継続して活動を行っているグループを対象とし、市町社会福祉協議会会長または、市町が設置する市町民活動支援センター代表者(*)が推薦するグループとする。(*NPO活動支援センター等と名称が異なる場合もある。)

市町社会福祉協議会会長等は、特に奨励が適当と認めるグループについて、別紙推薦書により、別に定める日までに県社協会長に対し推薦する。

なお、複数のグループを推薦する場合には、推薦順位を付するものとする。

3 奨励金額

1グループにつき、10万円とする。

4 審査・決定

県社協会長は静岡県社会福祉協議会ふれあい基金運営委員会の意見を聞き、奨励先を決定し、別に定める日までに推薦者宛に通知する。

なお、決定に当たっては、次の基準を満たすものとする。

- (1) この奨励事業により、さらに一層の活動の充実が期待できるもの
- (2) 今後も、その活動が継続して行われ、持続性があると判断できるもの

5 その他

- (1) 本奨励事業の表彰は、「社会福祉法人静岡県社会福祉協議会表彰規程」に準ずる取扱いとする。
- (2) 過去に県社協会長表彰を受けたグループは、推薦対象外とする。

附 則

この要領は、平成21年度から適用する。